

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2026年6月8日

【会社名】 株式会社ASNOVA Companies(注)1

【英訳名】 ASNOVA Companies Inc.(注)1

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 上田 桂司(注)1

【本店の所在の場所】 名古屋市中区錦三丁目25番1号 ザ・ランドマーク名古屋栄29階
(注)1

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 株式会社ASNOVA
取締役 加藤 大介

【最寄りの連絡場所】 株式会社ASNOVA
名古屋市中村区平池町四丁目60番地の12 グローバルゲート26階

【電話番号】 株式会社ASNOVA
052 - 589 - 1848

【事務連絡者氏名】 株式会社ASNOVA
取締役 加藤 大介

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 普通株式

【届出の対象とした募集金額】 3,105百万円(注)2

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

(注)1. 本届出書提出日現在におきましては、株式会社ASNOVA Companies(以下「当社」といいます。)は未設立であり、2026年10月1日の設立を予定しております。なお、代表者の役職氏名及び本店の所在の場所につきましては、現時点での予定を記載しております。

(注)2. 本届出書提出日現在において未確定であるため、株式会社ASNOVA(以下「ASNOVA」といいます。)の2026年3月31日現在における株主資本の額(簿価)を記載しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	12,437,852株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。 (注) 4

- (注) 1. 普通株式は、2026年4月14日に開催されたASNOVAの取締役会の決議(株式移転計画の作成承認及び定時株主総会への付議)及び2026年6月25日開催予定のASNOVAの定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づいて行う株式移転(以下、「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定であります。
2. ASNOVAの発行済株式総数12,438,400株(2026年3月31日時点)に基づいて記載しております。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、ASNOVAの発行済株式総数が変化した場合は、当社が交付する新株式数は変動いたします。なお、本株式移転により、持株会社が当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時まで、当社が保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却する予定であるため、当社の2026年3月31日時点における自己株式数(548株)は、上記の算出において、新規発行株式の対象から除外しております。
3. ASNOVAは、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)グロース市場ならびに株式会社名古屋証券取引所(以下、「名古屋証券取引所」といいます。)ネクスト市場に新規上場申請を行う予定であります。
4. 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。
 名称 株式会社証券保管振替機構
 住所 東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【募集の方法】

株式移転によることといたします。(注) 1、2

- (注) 1. 普通株式は、本株式移転により、当社がASNOVAの発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)におけるASNOVAの株主に対して、その保有するASNOVAの普通株式1株に対して1株の割合で割当交付いたします。各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定ですが、ASNOVAの2026年3月31日における株主資本の額(簿価)は3,105百万円であり、発行価額の総額のうち247百万円が資本金に組入れられます。
2. 当社は、東京証券取引所ならびに名古屋証券取引所への上場申請手続(東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項ならびに名古屋証券取引所有価証券上場規程第201条第2項)を行い、いわゆるテクニカル上場(東京証券取引所有価証券上場規程第214条ならびに名古屋証券取引所有価証券上場規程第208条)により2026年10月1日より東京証券取引所グロース市場ならびに名古屋証券取引所ネクスト市場に上場する予定であります。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等(効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限ります(東京証券取引所有価証券上場規程施行規則第229条において準用する第216条第1項ならびに名古屋証券取引所有価証券上場規程施行規則第219条第1項))について、同規程に定める流動性基準への適合状況を確認し、速やかな上場を認める制度です。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

該当事項はありません。

【申込取扱場所】

該当事項はありません。

【払込取扱場所】

該当事項はありません。

4 【株式の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

該当事項はありません。

(2) 【手取金の使途】

該当事項はありません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

東京証券取引所グロース市場ならびに名古屋証券取引所ネクスト市場への上場について

当社は、前記「第1 募集要項」に記載の新規発行株式である当社普通株式について、前記「第1 募集要項

2 募集の方法」(注) 2 . 記載のテクニカル上場の方法により、東京証券取引所グロース市場ならびに名古屋証券取引所ネクスト市場への上場を予定しております。

第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報】

第1 【組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要】

1 【組織再編成、株式交付又は公開買付けの目的等】

1. 単独株式移転による持株会社体制への移行の背景及び目的

(1) 持株会社体制への移行検討の背景

当社グループは、『「カセツ」の力で、社会に明日の場を創りだす。』というパーパスのもと、お客様と社会の成長をいかなる変化の中でも支え続け、「カセツ」の力で社会にたくさんの「明日の場」を創りだしていくことを目指してまいりました。また、「足場レンタル事業を確固たる収益基盤とする高収益のグローバルなレンタルビジネスのエクセレントカンパニーでありたい」を、2030年のありたい姿として掲げ、積極的にM&Aに取り組み、当社グループ一丸となって経営基盤の強化および企業価値の向上に努めております。

今後はより機動的かつ戦略的にM&Aの実現を進め、迅速な意思決定のもと新たなレンタル事業・海外への展開を視野に、持続的成長と企業価値向上を図るため、グループ経営形態への更なる進化が必要であると考え、持株会社体制への移行が最適であると判断いたしました。

(2) 持株会社体制への移行目的と移行により実現するグループ経営体制

更なるM&Aの推進による企業価値の向上

「所有から利用へ」という価値観の変化により、様々な領域でレンタルビジネスが展開されており、世界規模で各種レンタルビジネス市場が拡大すると予測されております。そのような状況の中、当社グループは確固たる収益基盤である国内の足場レンタル事業を基軸として、M&Aにより異なる領域のレンタル事業へ挑戦していきたいと考えております。当社グループの強みである独自のレンタル運営・管理ノウハウを新たな領域のレンタルビジネスにも活用することで、異業種レンタル事業および周辺事業においてもシナジーの創出が可能であり、更なる事業領域の拡大ならびに企業価値の向上を図ってまいります。

ガバナンスの強化

持株会社と各子会社(以下、「グループ各社」といいます。)の役割を明確化し、持株会社はグループ全体を監督、統括する機関とすることでグループガバナンスを強化し、グループ各社にグループの方針・戦略をより浸透させた経営に取り組みます。

グループ経営の効率化

グループ全体を俯瞰し、グループの全体最適の視点から経営資源の適切な配分を行う機動的な事業運営を行い、グループ各社の事業成長の支援とグループ全体の企業価値向上に努めます。

迅速な意思決定による機動力の向上

持株会社とグループ各社の役割を明確化することにより、持株会社はグループ経営における戦略の策定や迅速な意思決定が可能となり、またグループ各社は機動的な業務執行体制を構築することで、グループ経営機能の強化による企業価値向上を目指します。

なお、本株式移転による持株会社体制への移行は、2026年6月25日開催予定の第13期定時株主総会における承認を前提としております。本株式移転により、ASNOVAは持株会社の完全子会社となるため、ASNOVAの株式は上場廃止となりますが、持株会社は、東京証券取引所グロース市場ならびに名古屋証券取引所ネクスト市場に上場申請を行うことを予定しております。

上場日は、東京証券取引所グロース市場ならびに名古屋証券取引所ネクスト市場の審査によりますが、持株会社の設立登記日(株式移転効力発生日)である2026年10月1日を予定しております。

2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

提出会社の概要

(1) 商号	株式会社ASNOVA Companies (英文表記: ASNOVA Companies Inc.)
(2) 事業内容	グループ会社の経営管理及びこれに付帯する業務
(3) 本店所在地	名古屋市中区錦三丁目25番1号 ザ・ランドマーク名古屋栄29階
(4) 代表者及び役員の就任予定	代表取締役社長 上田 桂司 取締役 角田 雅明 取締役 梅下 翔太郎 監査役 岩本 圭弘 監査役 村木 慎吾 監査役 村治 規行
(5) 資本金	247,477,150円
(6) 純資産(連結)	未定
(7) 総資産(連結)	未定
(8) 決算期	3月31日

(注) 取締役梅下翔太郎氏は、社外取締役であります。監査役村木慎吾氏ならびに監査役村治規行氏は、社会監査役であります。

提出会社の企業集団の概要

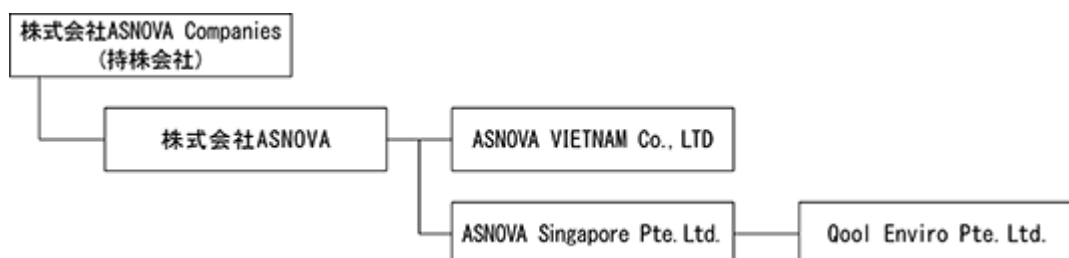
当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において企業集団はありませんが、当社設立直後(2026年10月1日)の時点では以下のとおりとなる予定であります。

[概要図]

A. ステップ1: 単独株式移転による当社の設立

2026年10月1日を効力発生日とする本株式移転により持株会社を設立することで、ASNOVAは持株会社の完全子会社になります。

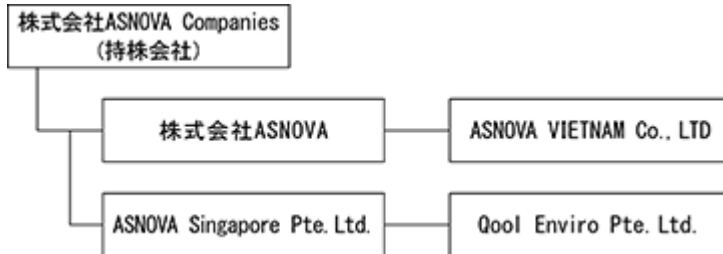
なお、開示日現在におきまして、Qool Enviro Pte. Ltd. は株式会社ASNOVAの子会社ですが、2026年3月13日付にて開示しております「ASEAN地域統括会社設立に関するお知らせ」に記載のとおり、Qool Enviro Pte. Ltd. の株式はASNOVAからASNOVA Singapore Pte. Ltd.へ移管を予定しております。



B．ステップ2：持株会社の設立後のグループ会社の再編

本株式移転の効力発生後、持株会社体制への移行を完了するため、ASEANの地域統括会社であるASNOVA Singapore Pte. Ltd.について、ASNOVAが保有するASNOVA Singapore Pte. Ltd.の全株式を、持株会社に現物配当する方法等を用いて、持株会社の直接出資会社として再編する予定です。なお、ASNOVA VIETNAM Co., LTDにつきましては、当社と同様に足場レンタル事業をベトナムで展開していることから、継続してASNOVAの子会社といたします。

再編の具体的な内容および時期につきましては、決定次第お知らせいたします。



当社設立後の、当社とASNOVAの状況は以下のとおりであります。

ASNOVAは、2026年6月25日開催予定の定時株主総会による承認を前提として、2026年10月1日(予定)をもって、本株式移転により株式移転完全親会社たる当社を設立することにしております。

会社名	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の兼任等		資金援助	営業上の 取引	設備の賃 貸借
					当社役員 (名)	当社 従業員 (名)			
(連結子会社) 株式会社ASNOVA	愛知県 名古屋市	247	仮設機材レンタル、仮設 機材販売	100.0	3 (予定)	3 (予定)	未定	未定	未定

- (注) 1. 資本金は最近事業年度末日(2026年3月31日)時点のものです。
2. 役員の兼任等は、ASNOVAの最近事業年度末日(2026年3月31日)時点の役員・従業員のうち、当社との兼任を予定する者の予定人数であります。
3. ASNOVAは、有価証券報告書の提出会社であります。
4. ASNOVAは、当社の特定子会社に該当する予定であります。
5. 本株式移転に伴う当社設立日(2026年10月1日)をもって、ASNOVAは当社の株式移転完全子会社となり2026年9月29日をもって、上場廃止となる予定であります。

本株式移転に伴う当社設立後、ASNOVAは当社の完全子会社となります。当社の完全子会社となるASNOVAの最近事業年度末日(2026年3月31日)時点の状況は、次のとおりです。

関係会社の状況

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有(又は被所有)割合(%)	関係内容
(連結子会社) ASNOVA VIETNAM CO.,LTD (注)3	ベトナム社会主義共和国 ホーチミン市	17,200,000,000VND	レンタル関連事業	100.0	ASNOVAが仮設機材を販売しております。 役員の兼任...無
Qool Enviro Pte. Ltd. (注)3	シンガポール	300,000SGD	レンタル関連事業	100.0	役員の兼任...有

(注) 1. 上記関係会社のうち、有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

2. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

3. 特定子会社に該当しております。

(2) 提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

資本関係

本株式移転により、ASNOVAは当社の完全子会社になる予定であります。前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

役員の兼任関係

当社の取締役は、ASNOVAを含む当社グループ各社の取締役及び監査役を兼任する予定であります。前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

取引関係

当社と当社の完全子会社となるASNOVAとの取引関係は、前記「(1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

2 【組織再編成、株式交付又は公開買付けの当事会社の概要】

該当事項はありません。

3 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等】

(1) 組織再編成に係る契約の内容の概要

ASNOVAは、同社の定時株主総会による承認を前提として、2026年10月1日(予定)をもって、当社を株式移転設立完全親会社、ASNOVAを株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(以下「本株式移転計画」といいます。)を2026年4月14日開催のASNOVAの取締役会において承認いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、ASNOVAの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当交付いたします。本株式移転計画においては、2026年6月25日に開催予定のASNOVAの定時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、発行可能株式総数、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されております(詳細につきましては、後記「(2) 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。)

(2) 株式移転計画の内容

本株式移転計画の内容は、次の「株式移転計画書(写)」に記載のとおりであります。

株式移転計画書(写)

株式会社ASNOVA(以下「当会社」という。)は、当会社を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社(以下「持株会社」という。)を設立するための株式移転(以下「本株式移転」という。)を行うにあたり、次のとおり株式移転計画(以下「本計画」という。)を定める。

第1条(持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項)

- 1 持株会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。
 - (1) 目的
持株会社の目的は、別紙「株式会社ASNOVA Companies定款」第2条記載のとおりとする。
 - (2) 商号
持株会社の商号は、「株式会社ASNOVA Companies」とし、英文では、「ASNOVA Companies Inc.」と表示する。
 - (3) 本店の所在地
持株会社の本店の所在地は名古屋市とし、本店の所在場所は名古屋市中区錦三丁目25番1号 ザ・ランドマーク名古屋栄29階とする。
 - (4) 発行可能株式総数
持株会社の発行可能株式総数は、49,276,800株とする。
- 2 前項に掲げるもののほか、持株会社の定款で定める事項は、別紙「株式会社ASNOVA Companies定款」記載のとおりとする。

第2条(持株会社の設立時取締役の氏名及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称)

- 1 持株会社の設立時取締役の氏名は次のとおりとする。
取締役 上田 桂司
取締役 角田 雅明
取締役 梅下 翔太郎
- 2 持株会社の設立時監査役の氏名は次のとおりとする。
監査役 岩本 圭弘
監査役 村木 慎吾
監査役 村治 規行
- 3 持株会社の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。
有限責任監査法人トーマツ

第3条(本株式移転に際して交付する株式及びその割当て)

- 1 持株会社は、本株式移転に際して、当会社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)における当会社の株主(以下「本割当対象株主」という。)に対し、その所有する当会社の普通株式に代わり、当会社が基準時現在発行している普通株式の総数と同数の持株会社の普通株式を交付する。
- 2 持株会社は、本株式移転に際して、本割当対象株主に対し、その所有する当会社の普通株式1株につき、持株会社の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

第4条(持株会社の資本金及び準備金に関する事項)

持株会社の設立時における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金の額

247,477,150円

(2) 資本準備金の額

持株会社の設立時における資本準備金の額は、会社計算規則第52条の規定に従い当社が別途定める。

(3) 利益準備金の額

0円

第5条(持株会社の成立の日)

持株会社の設立の登記をすべき日(以下「持株会社の成立の日」という。)は、2026年10月1日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、当社の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

第6条(本計画承認株主総会)

当社は、2026年6月25日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、当社は、当該株主総会の開催日を変更することができる。

第7条(株式上場)

持株会社は、持株会社の成立の日において、その発行する普通株式の東京証券取引所グロース市場及び名古屋証券取引所ネクスト市場への上場を予定する。

第8条(株主名簿管理人)

持株会社の設立時における株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

第9条(剰余金の配当)

- 1 当社は、2026年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された当社の普通株式を有する株主又は登録株式質権者に対して、普通株式1株あたり1円を限度として剰余金の配当を行うことができる。また、当社は、2026年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された当社の普通株式を有する株主又は登録株式質権者に対して、普通株式1株あたり1円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
- 2 当社は、前項に定める場合を除き、持株会社の成立の日よりも前の日を基準日とする剰余金の配当決議を行ってはならない。

第10条(自己株式の消却)

当社は、本持株会社の成立の日の前日までに開催される取締役会の決議により、基準時において当社が保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式(本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める株式買取請求権の行使に係る株式の買取りにより取得する自己株式を含む。)を、基準時までに消却するものとする。

第11条(事情変更)

本計画の作成後、持株会社の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により当社の財産又は経営状態に重要な変更が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本計画の目的の達成が困難となった場合には、当社は、当社の取締役会の決議により、本株式移転に関する条件を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

第12条(本計画の効力)

本計画は、()当会社の株主総会において本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、()持株会社の普通株式の東京証券取引所グロース市場への上場について東京証券取引所の承認が得られなかった場合、()持株会社の普通株式の名古屋証券取引所ネクスト市場への上場について名古屋証券取引所の承認が得られなかった場合、又は()前条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失う。

第13条(規定外事項)

本計画に定める事項のほか、本株式移転に関して必要な事項については、本株式移転の趣旨に従い、これを決定する。

2026年4月14日

名古屋市中村区平池町四丁目60番地の12
グローバルゲート26階

株式会社ASNOVA
代表取締役 上田 桂司

(別紙)

株式会社ASNOVA Companies 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ASNOVA Companiesと称し、英文では、ASNOVA Companies Inc.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。

- (1) 有価証券の取得、保有、運用及び投資
- (2) 企業の経営戦略、事業戦略、企業情報システムの構築に関する企画、立案及び支援
- (3) 企業買収、合併、事業統合、業務提携、事業譲渡、資本参加等に関する企画、立案及び支援
- (4) 経営管理、経理、財務、人事に関する業務の受託及び各種代行業務
- (5) 広告、広報、宣伝、セールスプロモーション等の企画、立案及び支援
- (6) 不動産の売買、賃貸借、仲介、管理及び運用
- (7) 産業財産権、著作権、出版権、著作隣接権等の知的財産権及びその他の無体財産権の取得、利用、管理、賃貸借、売買及びそれらの受託並びに著作権等管理事業
- (8) 損害保険代理店業及び生命保険の募集に関する業務
- (9) 各種情報処理に関するコンピュータソフトウェア、システムの開発、制作、販売、賃貸、リース及び保守
- (10) 情報処理サービス業及び情報提供サービス業
- (11) 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
- (12) 前各号に関する事業の調査、研究、研修及びコンサルティング
- (13) 前各号に付帯又は関連する業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を名古屋市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、49,276,800株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当社の取締役は、7名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 当社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第28条 当社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 当社は会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- 4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第33条 監査役会決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規則)

第34条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第37条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第39条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第41条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

- 2 前項の未払配当金には利息をつけないものとする。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 当会社の最初の事業年度は、第39条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から2027年3月31日までとする。

(設立時代表取締役)

第2条 当会社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時代表取締役 上田 桂司

(報酬)

第3条 第26条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会の時までの期間における当会社の取締役の報酬等の額は、年額金200百万円以内(ただし、この取締役の報酬等の額には使用人兼取締役の使用人部分の給与は含まれない。)とする。

2 第35条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会の時までの期間における当会社の監査役の報酬等の額は、年額金50百万円以内とする。

(附則の削除)

第4条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会の終結の時をもって削除されるものとする。

4 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る割当ての内容及びその算定根拠】

(1) 株式移転比率

会社名	株式会社ASNOVA Companies (株式移転設立完全親会社・当社)	株式会社ASNOVA (株式移転完全子会社)
株式移転比率	1	1

(注) 1. 本株式移転に伴い、ASNOVAの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当交付いたします。なお、当社の単元株式数は、100株といたします。

2. 当社が本株式移転により発行する新株式数(予定): 普通株式12,437,852株
 上記新株式数は、ASNOVAの発行済株式総数12,438,400株(2026年3月31日時点)に基づいて記載しております。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、ASNOVAの発行済株式総数が変化した場合は、当社が交付する新株式数は変動いたします。なお、本株式移転により、当社がASNOVAの発行済株式の全部を取得する時点の直前時まで、ASNOVAが保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却する予定であるため、ASNOVAの2026年3月31日時点における自己株式数(548株)は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。また、ASNOVAの株主の皆さまから株式買取請求権の行使がなされた場合等、自己株式数が変動した場合は、当社が交付する新株式数が変動することがあります。

3. 単元未満株式の取扱い

本株式移転により、1単元(100株)未満の当社の普通株式(以下「単元未満株式」といいます。)の割当てを受けるASNOVAの株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

(2) 株式移転比率の算定根拠等

本株式移転は、ASNOVA単独による株式移転によって完全親会社である当社1社を設立するものであり、本株式移転時のASNOVAの株主構成と当社の株主構成に変化がないことから、ASNOVAの株主の皆様には不利益や混乱を与えないことを第一義として、ASNOVAの株主の皆様が所有するASNOVAの普通株式1株に対して、当社の普通株式1株を割当交付することといたしました。

なお、上記理由により、第三者算定機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

(3) 新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

5 【組織再編成対象会社又は株式交付子会社の発行有価証券と組織再編成又は株式交付によって発行(交付)される有価証券との相違(対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって発行(交付)される有価証券との相違)】

該当事項はありません。

6 【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行(交付)条件に関する事項】

該当事項はありません。

7 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

(1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使について

ASNOVAの株主が、その所有するASNOVAの普通株式につき、ASNOVAに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2026年6月25日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をASNOVAに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、ASNOVAが上記定時株主総会の決議の日(2026年6月25日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

ASNOVAの株主による議決権の行使の方法としては、2026年6月25日開催予定のASNOVAの定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、ASNOVAの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面を、ASNOVAに提出する必要があります。)。また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあります。郵送による議決権の行使は、上記定時株主総会に関する株主総会招集ご通知同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、ASNOVAに2026年6月24日午後5時30分までに到達するように返送することが必要となります。

なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

インターネットによる議決権の行使は、議決権行使サイト<https://evote.tr.mufg.jp/>にアクセスし、上記議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を利用のうえ、画面の案内にしたがって、2026年6月24日午後5時30分までに、各議案に対する賛否を登録することが必要となります。

なお、郵送により議決権を行使し、インターネットでも議決権を行使した場合は、到達日時を問わずインターネットによる議決権行使が有効なものとされます。また、インターネットで議決権を複数回行使した場合は、最後の議決権行使が有効なものとされます。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。ただし、当該株主は、法定の通知期限までに、ASNOVAに対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、ASNOVAは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

組織再編成によって発行される株式の受取方法

本株式移転によって発行される当社の普通株式は、基準時におけるASNOVAの株主に割り当てられます。ASNOVAの株主は、自己のASNOVAの普通株式が記録されている振替口座に、当社の普通株式が記録されることにより、当社の普通株式を受け取ることができます。

(2) 組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

8 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する手続】

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、ASNOVAは、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、ASNOVAの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、ASNOVAの本店において2026年6月10日よりそれぞれ備え置く予定であります。

は、2026年4月14日開催のASNOVAの取締役会において承認された株式移転計画です。

は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画に定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。

は、ASNOVAの最終事業年度末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象を説明した書類です。

これらの書類は、ASNOVAの営業時間内にASNOVAの本店において閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記～に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

(2) 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

定時株主総会基準日	2026年3月31日(火)
株式移転計画承認取締役会	2026年4月14日(火)
株式移転計画承認定時株主総会	2026年6月25日(木)(予定)
ASNOVA株式上場廃止日	2026年9月29日(火)(予定)
当社設立登記日(効力発生日)	2026年10月1日(木)(予定)
当社株式上場日	2026年10月1日(木)(予定)

ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事情により日程を変更する場合があります。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法
普通株式について

ASNOVAの株主が、その所有するASNOVAの普通株式につき、ASNOVAに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2026年6月25日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をASNOVAに通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、ASNOVAが、上記定時株主総会の決議の日(2026年6月25日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

新株予約権について

ASNOVAは、現在、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において財務情報はありますが、組織再編成対象会社であるASNOVAの主要な連結経営指標等は以下のとおりであります。これらASNOVAの連結経営指標等は、当社の連結経営指標等に反映されるものと考えられます。ただし、ASNOVAの連結経営指標等のうち2026年3月期については、有価証券報告書の提出前であり、金融商品取引法上の監査証明は受けておりません。

ASNOVAの連結経営指標等

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高 (千円)	-	3,141,006	3,785,574	4,266,335	4,915,181
経常利益又は経常損失 (千円)	-	212,911	324,320	45,540	84,927
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (千円)	-	144,330	210,129	24,765	146,048
包括利益 (千円)	-	131,801	211,721	23,458	27,975
純資産額 (千円)	-	2,789,831	3,027,405	2,979,071	2,974,616
総資産額 (千円)	-	7,289,025	9,386,352	12,958,939	11,429,798
1株当たり純資産額 (円)	-	226.12	243.40	239.52	239.16
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (円)	-	11.79	16.99	1.99	11.74
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	38.3	32.3	23.0	26.0
自己資本利益率 (%)	-	5.2	7.2	0.8	4.9
株価収益率 (倍)	-	40.07	33.70	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	918,349	1,730,467	1,481,905	1,752,531
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	2,562,219	3,109,210	2,962,375	1,990,407
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	1,585,872	1,635,227	3,724,035	2,089,030
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	679,824	937,900	3,182,773	881,997
従業員数 (人)	-	138	146	166	232
(外、平均臨時雇用者数)	(-)	(3)	(3)	(-)	(1)

- (注) 1. 第10期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
2. 第10期より連結財務諸表を作成しているため、第10期の自己資本利益率は期末自己資本に基づいて計算しております。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第10期及び第11期は潜在株式が存在しないため、第12期及び第13期は1株当たり当期純損失であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 当社は、2022年11月30日開催の取締役会決議により、2023年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
5. 当社は、2023年3月31日開催の取締役会決議により、2023年6月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

6. 当社は、2023年12月5日開催の取締役会決議により、2024年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
7. 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマーを含む。)は年間の平均人員を()にて外数で記載しております。

第3 【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社又は株式交付子会社との重要な契約(発行者(その関連者)と対象者との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

前記「第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報 第2 統合財務情報」に記載のとおりです。

2 【沿革】

- 2026年4月14日 ASNOVAの取締役会において、ASNOVAの単独株式移転による持株会社「株式会社ASNOVA Companies」の設立を内容とする「株式移転計画書」を決議
- 2026年6月25日 ASNOVAの定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、ASNOVAがその完全子会社となることについて決議(予定)
- 2026年10月1日 ASNOVAが単独株式移転の方法により当社を設立(予定)
当社普通株式を東京証券取引所グロース市場ならびに名古屋証券取引所ネクスト市場に上場(予定)

なお、当社の完全子会社となるASNOVAの沿革につきましては、ASNOVAの有価証券報告書(2025年6月25日提出)をご参照ください。

3 【事業の内容】

当社は持株会社として、グループ会社の経営管理及びこれに付帯する業務を行う予定であります。

また、当社の完全子会社となるASNOVAの最近連結会計年度末日(2026年3月31日)時点における事業の内容は以下のとおりであります。

ASNOVA及び連結子会社は、ASNOVAと連結子会社(ASNOVA VIETNAM CO.,LTD、Qool Enviro Pte.Ltd.)の計3社で構成されており、日本国内におけるクサビ緊結式足場(以下「クサビ式足場」といいます。)のレンタル及び販売を行う「国内足場レンタル事業」、日本国外におけるクサビ式足場のレンタル等を行う「海外足場レンタル事業」、日本国外における仮設機材以外の仮設トイレ等のレンタル及び販売を行う「海外その他レンタル事業」を展開しております。国内足場レンタル事業を安定した収益基盤としつつ、M&Aを通じて新たなレンタル事業領域へ展開することにより、高収益のグローバルなレンタルビジネス企業群を目指しております。ASNOVA及び連結子会社の事業に係る位置づけは次のとおりであります。

国内足場レンタル事業

ASNOVAは日本国内において戸建住宅や中低層マンション向けに普及しているクサビ式足場を主要としたレンタルサービスを全国の中小足場施工業者に提供しております。近年の改修需要の増加や工事の繁忙期と閑散期の変動幅の拡大等により、足場施工業者の仮設機材在庫負担が増大しているため、投資負担を軽減し、繁閑に応じて仮設機材数量の調整弁となる仮設機材レンタルに対するニーズは高く、取引業者数は拡大を続けています。さらにASNOVAは、国内足場レンタル事業を利用する顧客に対し、レンタルと販売を組み合わせた提案を行うことにより、顧客の保有機材の補充更新需要や事業規模拡大に伴う投資需要に対応しております。また中古機材の販売については、ASNOVAのECサイト等を通じて全国の顧客へ提供しております。

ASNOVAの事業の主軸はレンタルであり、販売については、顧客のレンタルニーズと購入ニーズを適切に把握した上で、レンタルサービスを補完するサービスとして位置付けております

海外足場レンタル事業

2022年10月にベトナム社会主義共和国ホーチミン市にASNOVA VIETNAM CO., LTDを設立し、同国においてクサビ式足場のレンタル等を行う海外足場レンタル事業を展開しております。

ベトナムでは、経済成長やインフラ投資の拡大等を背景に、建設需要の中長期的な成長が見込まれております。当社グループは、日本国内で培った足場レンタル事業の運営ノウハウ及び資産管理ノウハウを活用し、日本式のクサビ式足場の強度及び品質を訴求することで、現地における顧客数及び案件数の拡大を図っております

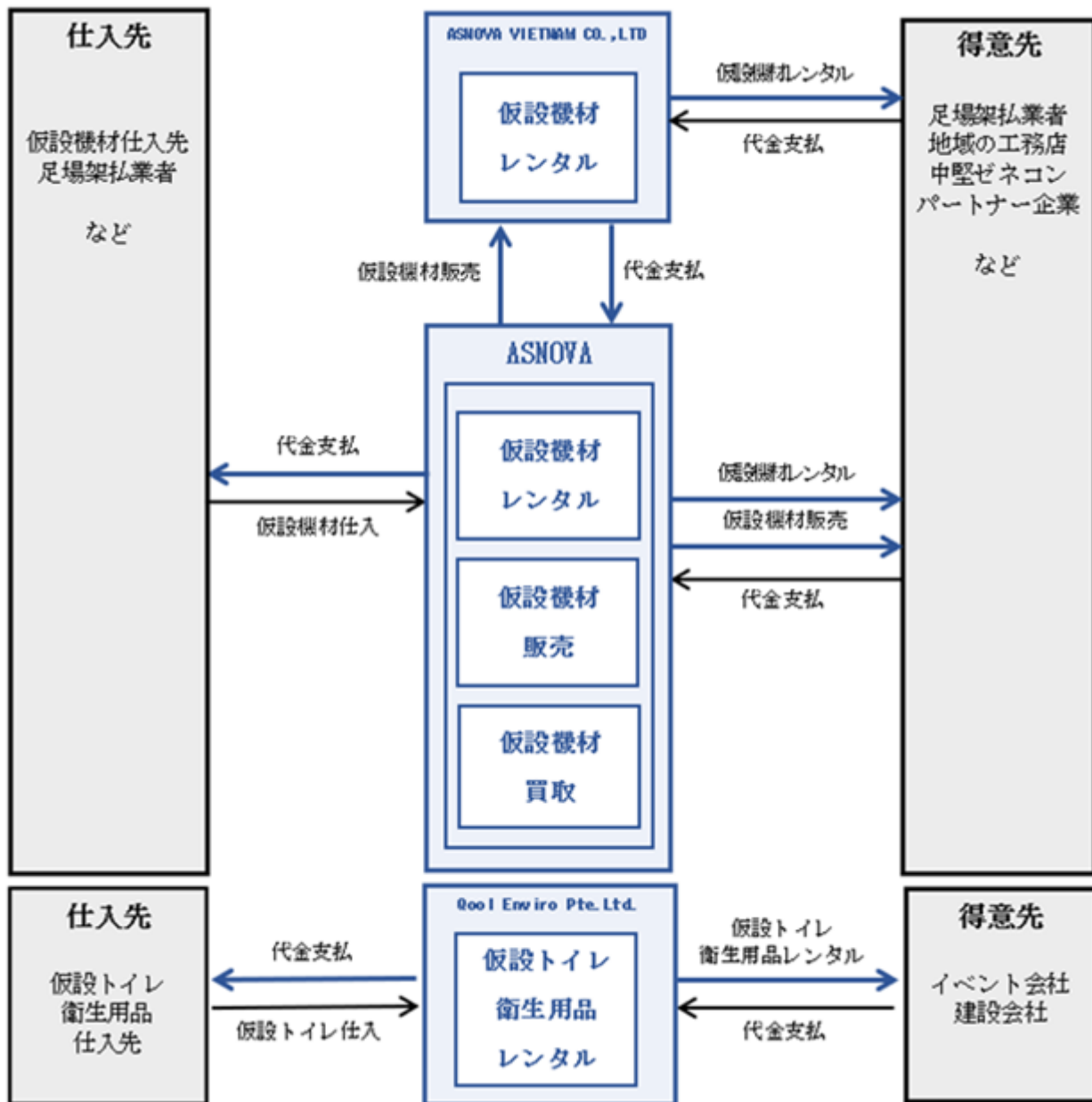
海外その他レンタル事業

2025年にシンガポール共和国のQool Enviro Pte.Ltd.がグループに加わり、仮設トイレ及び衛生用品のレンタル

サービスを展開しております。建設現場やイベント会場における衛生環境の整備は重要な課題であり、同国における仮設トイレに対するニーズは高く事業拡大を進めております。M&Aを通じて建設足場以外の領域へ展開することで、グループ全体の事業ポートフォリオの充実を図っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

[事業系統図]



4 【関係会社の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となるASNOVAの関係会社の状況につきましては、前記「第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報 第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要 1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの目的等」記載の「2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係 (1) 提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」に記載のとおりです。

5 【従業員の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、未定です。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるASNOVAの最近連結会計年度末日(2026年3月31日)時点の従業員の状況は以下のとおりです。

2026年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)	
国内足場レンタル事業	156	(1)
海外足場レンタル事業	13	(0)
海外その他レンタル事業	62	(0)
合計	231	(1)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
 2. ASNOVAと連結子会社(ASNOVA VIETNAM CO.,LTD、Qool Enviro Pte. Ltd.)は、レンタル関連事業の単一セグメントであるため国内足場レンタル事業、海外足場レンタル事業及び海外その他レンタル事業の別に記載しております。

(3) 労働組合等の状況

当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

連結会社の状況

当社の完全子会社となるASNOVAにおいて、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

連結会社の状況

当社の完全子会社となるASNOVAの最近連結会計年度末日(2026年3月31日)時点の状況は以下のとおりです。

2026年3月31日現在

当事業年度			
管理職に占める 女性労働者(%) (注)1	男性労働者の 育児休業取得率 (%) (注)2	労働者の男女の賃金の差異(注)1	
		全労働者	うち正規雇用 労働者
5.4	66.6	74.0	73.5

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
 2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
 3. 連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるASNOVAの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等につきましては、同社の有価証券報告書(2025年6月25日提出)をご参照ください。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるASNOVAのサステナビリティに関する考え方及び取組につきましては、同社の有価証券報告書(2025年6月25日提出)をご参照ください。

3 【事業等のリスク】

当社は本届出書提出日現在において設立されておりませんが、当社は本株式移転によりASNOVAの完全親会社となるため、当社の設立後は、本届出書提出日現在におけるASNOVAの事業等のリスクが当社グループの事業等のリスクとなり得ることが想定されます。ASNOVAの事業等のリスクを踏まえた当社グループの事業等のリスクは以下のとおりです。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載がない限り、本届出書提出日現在においてASNOVAが判断したものです。

(1) 建設投資動向等の影響について(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：大)

当社グループは、建設用仮設機材のレンタルを主たる事業としております。当社グループの主要取扱品目は、主に建設現場で使用される仮設機材であるため、当社グループの業績は建設投資動向の影響を受ける傾向にあります。建設投資動向は、民間設備投資や国及び地方公共団体の公共事業予算に影響を受けます。そのため、建設投資動向が変動し、仮設機材のレンタル需要が落ち込んだ場合には、レンタル関連事業の単一セグメントにて業務運営を行う当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 貸倒れリスクについて(発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループの取引先は多数に及んでおり、売上債権は特定の取引先に集中することなく、多数の取引先に分散しております。売上債権の貸倒れリスクは、これら多数の取引先の財務状況に影響を受けることとなります。当社グループの取引先のほとんどは建設会社、住宅メーカー及びそれらの会社から受注を受ける足場施工業者であります。建設業界を含め全般的に景気が低迷した場合には、それらの会社の受注機会の減少、業績の低迷につながり、結果として、債権の回収遅延や売上債権の貸倒れが増加し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 借入金を中心とした有利子負債への依存について(発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループは、仮設機材の購入代金の大部分を借入金により調達しているため、総資産に占める有利子負債の比率は下表のとおり高い水準で推移しております。今後、借入金利が上昇に転じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

	2024年3月期(千円)	2025年3月期(千円)	2026年3月期(千円)
有利子負債残高 (対総資産額比率)	5,861,304 (62.4%)	9,610,215 (74.2%)	7,734,435 (67.7%)
純資産額 (自己資本比率)	3,027,405 (32.3%)	2,979,071 (23.0%)	2,974,616 (26.0%)
総資産額	9,386,352	12,958,939	11,429,798
支払利息	19,068	46,731	103,240

(注) 有利子負債残高は、短期借入金、長期借入金(1年内返済予定のものを含む)、リース債務(1年内返済予定のものを含む)の合計であります。

(4) 仕入価格の変動について(発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループが取り扱う仮設機材は、主に鉄鋼製品であるため、製造メーカーによる販売価格については、鉄鋼原材料市況に大きく影響されます。そのため、当該市況により製造メーカーの製品販売価格が著しく変動し、当社グループの仕入価格を販売価格又はレンタル価格に転嫁できない場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 営業不振による退店及び減損会計の適用について(発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：大)

当社グループは、機材センターの新規出店を重要な経営戦略の一つと位置づけております。機材センターの新規出店に当たっては、商圏人口・仮設工事業者数・競合店状況等の立地条件や地価・賃借料等の経済条件を基に、売上及び利益等の業績予想、投資回収年数等を勘案し出店の可否を決定しております。しかし、出店した機材センターが当初の計画通りの収益を計上できず、業績の回復が図れない場合には、減損会計の適用により減損損失を計上することを余儀なくされ、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。さらには、退店等撤退する場合には、当該機材センターにおいて収益を獲得する機会を逸することとなり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

加えて、機材センターの土地を取得する際は、一定の収益獲得を前提としたプレミアム部分を上乘せするケースも多いため、当該収益性が低下した場合に、使用価値で投資回収できず正味売却価額を回収可能価額として評価せざるを得ない状況となり、減損損失を余儀なくされ、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 製造物責任(PL)について(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：大)

当社グループのレンタル仮設機材及び販売仮設機材には、製造物責任のリスクが内在しております。製造物責任は一義的には機材メーカーが負いますが、製品を仕入れる当社グループにおいてもレンタル及び販売上の責任を負うこととなります。製品の仕入れに係る製造メーカーとの基本取引契約において責任の帰属先を明確化し当社グループのリスク低減を図り、また当社グループが顧客と取引を行う際に顧客との間で締結する取引基本契約書において責任の帰属先を明確化し、レンタル品のその種類・品質・性能に関する契約不適合責任を負わない旨を規定しており、それによって当社グループのリスクの低減を図っておりますが、製品の欠陥に起因して発生する損害賠償を製造メーカーが加入する保険により補填できない事態や、大規模な製品回収による受注の機会損失により生じるリスクが現実化した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 都市計画法について(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループのレンタル関連事業については、取り扱う機材の大きさや数量及び重量の特徴から、広大な敷地面積を要する作業場(以下、「ヤード」といいます。)での機材管理が不可欠であります。具体的には、レンタルの際の機材のトラックへの積み下ろし、フォークリフトによる所定のストック場所への格納作業など、荷捌きのためには一定の広さが必要です。

かかる中、広大な敷地を可能な限りコストのかからない方法で利用することが不可欠となります。市街地は概して地価が高いため、市街化調整区域への展開を模索することとなりますが、機材センターの出店及び事務所設置に

あたり規制を受けることとなります。行政への確認を通じ、規制に抵触しないよう出店時には最大限の注意を払っておりますが、何らかの事情により規制が強化された場合等には、展開拠点の見直しを迫られる可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) ヤード内での事故発生リスクについて(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

荷捌き中の事故や荷崩れなどにより、重大な事故等が発生した場合には、当社グループの社会的信用や当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 機材の盗難リスクについて(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

ヤード内で厳重保管の上、監視カメラの設置やセキュリティ会社との連携により、機材の盗難に対し万全の備えはしているものの、ヤード設置場所の特性から盗難の可能性を排除しきれず、不測の損失を被る可能性があります。

(10) レンタル品の返却時のリスクについて(発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループレンタル品としての識別が可能のように、色を塗付するなど工夫を凝らしておりますが、返却時に他社製品と混在してレンタルした機材の全数が返却されないケースがあります。その場合は、滅失処理として相応の料金を収受することとしておりますが、返却が受けられない場合は次なるレンタルにタイムリーに供することができず、機会損失が生じることで、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 特定の経営者への依存について(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：大)

当社グループ設立の中心人物であり、設立以来の事業推進役である代表取締役社長上田桂司は、仮設機材のレンタルに関する豊富な経験と知識を有しており、経営方針や事業戦略の構想・策定等、当社グループの事業活動全般にわたって重要な役割を果たしています。当社グループでは、過度に同人に依存しないよう、経営幹部役職員の拡充、育成及び権限委譲による業務執行体制の構築等により、経営組織の強化に取り組んでおりますが、何らかの理由により同人による当社グループの業務遂行が困難になった場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 人材の確保・育成について(発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：大)

当社グループでは、一層の成長を支える優秀な人材を確保することが重要だと考えております。このため、今後も人材の採用及び教育研修実施の機会・内容の充実により、当社グループの経営理念及び経営方針を理解した、当社グループの成長を支える社員の育成を行ってまいります。雇用情勢の変化等により、計画通りに人材が確保・育成できない場合には、当社グループの事業運営や当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 自然災害等について(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループの機材センター・本社や営業所が所在する周辺地域において地震や台風等の自然災害や事故等が発生し、機材等やインフラの物理的な損害により営業活動を中断せざるを得ない場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、新型コロナウイルスや新型インフルエンザ等、世界規模での感染症が流行した場合、操業停止・各国の経済停滞やサプライチェーンの停滞等により、当社グループの事業運営・業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(14) ITセキュリティについて(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループは、各種の情報システム・IT機器を利用して業務を遂行しております。そのため、システムの不備、災害及びコンピュータウイルス等の外部要因により、入在庫データ、在庫データ等が喪失又は改ざんされたり、個人情報の漏洩、当該システムにアクセス不能となり業務が阻害された場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 訴訟に関するリスクについて(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループは、コンプライアンス経営の重要性を認識しており、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。今後もコンプライアンス経営を推進してまいります。事業を遂行していくうえでは契約条件の解釈の齟齬などを原因として訴訟されるリスクの可能性があります。訴訟等の内容及び結果によっては当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 大株主との関係について(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：小)

本届出書提出日現在、当社代表取締役社長であり大株主である上田桂司の所有株式は発行済株式総数の31.97% (合算対象分となる一般社団法人ニチレンの株式数を加算すると73.23%)となっており、その議決権行使に当たっては、株主共同の利益を追求するとともに、少数株主の利益にも配慮する方針を有しております。しかしながら大株主が当社の事業その他に関して有する利益は他の株主の利益と異なる可能性があり、その保有方針や議決権の行使方針によっては、取締役の選解任、企業結合取引等の当社の重要な決定に影響を及ぼすなど、当社グループの経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(17) 業績の季節的変動(発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループの顧客である中小足場施工業者における受注案件の納期は3月末に集中する傾向にあり、その前段階で必要となる足場の施工は納期よりも前に行われるため、当社の売上高は第3四半期に偏重する傾向がありますが、仮設機材から生じる減価償却費や機材センター運営費用の多くは売上高に関わらず生じる固定費用であるため、売上高の低迷等により営業損失が発生する可能性があります。

(参考)2026年3月期 四半期ごとの売上高及び営業利益(損失)

(金額単位：百万円)

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
売上高	902	1,318	1,404	1,289
営業利益(損失)	121	28	112	14

(18) 労働災害及び事故について(発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

建設事業は、その事業の性質上、他の事業と比較して、業務中の事故発生率が高い傾向にあります。当社グループは、社内研修を通じた安全教育や危険予知活動により、従業員に対して安全管理を徹底しておりますが、万一、人命に関わる重大な労働災害や事故が発生した場合には、信用力の低下を招き、当社グループの業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(19) 海外事業について(発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：小)

当社グループは、ASEANでの事業拡大を戦略の一つとしております。しかしながら、為替リスクに加え、政情不安、経済動向の不確実性、法規制、商慣習等、海外事業において一般に内在するリスクを負っております。これらが当社グループの事業に影響し、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社が保有する子会社株式は原価法により評価しておりますが、市場価格のない株式であり、財政状況の悪化等により実質価額が著しく下落した場合、子会社株式の評価損を計上する可能性があります。個別財務諸表における業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(20) ブランドについて(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループは、「いつでも、近くで、安心して借りられる」を強みとして事業を展開しております。ASNOVA STATION事業において当社グループはパートナー企業との間で締結した契約に基づき、機材管理のパッケージを提供するとともに、継続的に仮設機材の管理ノウハウ等を提供しております。しかしながら、当社グループの指導が及ばない等、パートナー企業においてブランドに悪影響を及ぼす事態が発生した場合は当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(21) レンタル事業のノウハウについて(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループは、仮設機材の管理を強みの一つとしております。当社グループが展開するASNOVA STATION事業では当社グループのパートナー企業に仮設機材の管理ノウハウを提供しておりますが、それらの流出等により当社グループの業績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(22) 盗品の買取について(発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループは2023年5月に仮設機材の買取、販売をネット上で決済可能なECサイトである「ASNOVA市場」をローンチしております。仮設機材のリユース市場の成長、リユース商品の流通量増加に伴い、盗品の売買が社会的な問題となっております。当社グループは少しでも盗品と疑わしい商品については買取を控え、警察当局とも密に連携を図る等、盗品の流通を阻止すべく事業を展開しております。また、古物営業法遵守の観点から、古物台帳(商品の買取記録を詳細に記載した台帳)を作成することで、盗品買取が発生した場合にも適時適切に警察当局の捜査に協力できる体制を整えております。しかしながら、事業特性上、盗品の買取を完全に防止することは困難であり、盗品の買取によるトラブル発生に起因した当社への信頼低下により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(23) 当社株式の流動性について(発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

ASNOVAは、2023年12月に東京証券取引所グロース市場ならびに名古屋証券取引所ネクスト市場へ上場しており、公募及び売出しによって当社株式の流動性の確保に努めております。一方で株式会社東京証券取引所の定める上場維持基準は25%であるところ、流通株式比率は26.29%にとどまっており、当社が2026年10月に予定しておりますテクニカル上場の直後は、同程度の流通株式比率であることが想定されます。今後は大株主への一部売出しの要請等により、流動性の向上を図っていく方針ではありますが、何らかの事情により上場時よりも流動性が低下する場合には、当社株式の市場における売買が停滞する可能性があり、それにより当社株式の需給関係にも悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、株式会社東京証券取引所での上場が廃止となった場合でも、株式会社名古屋証券取引所での当社株式の取引は引き続き可能であります。

(24) M&A・事業提携(発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：大)

当社グループは、今後の業容拡大等においてM&A及び事業提携戦略は重要かつ有効であると認識しております。しかしながら、有効な投資機会を見出せない場合や、当初期待した投資効果を得られない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、M&A等により新規事業領域・新規市場へ参入する場合には、その事業・市場固有のリスクが新たに加わる可能性があります。

なお、のれんが発生する場合はその償却額を超過する収益力が安定的に確保できることを前提としておりますが、買収後の事業環境や競合状況の変化等により買収当初の事業計画遂行に支障が生じ、計画どおりに進まない場合は当該のれんに係る減損損失等が発生し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるASNOVAの経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析につきましては、同社の有価証券報告書(2025年6月25日提出)及び半期報告書(2025年11月14日提出)をご参照ください。

5 【重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるASNOVAにおいては、該当事項は以下のとおりであります。

(事業譲渡)

ASNOVAは、「足場架組工事サービス」に関する事業を平成実業有限会社へ譲渡することについて決議し、2024年11月20日に事業譲渡契約を締結いたしました。これに基づき、2025年1月1日付で事業譲渡を実施いたしました。

詳細は同社の有価証券報告書(2025年6月25日提出)及び半期報告書(2025年11月14日提出)をご参照ください。

(株式取得による会社等の買収)

ASNOVAは、2025年3月17日開催の取締役会において、Qool Enviro Pte.Ltd.の全株式を取得し子会社化することについて決議し、2025年4月1日付で全株式の取得を完了いたしました。

詳細は同社の有価証券報告書(2025年6月25日提出)及び半期報告書(2025年11月14日提出)をご参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報 第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要 3 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等」をご参照ください。

6 【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるASNOVAの研究開発活動につきましても、該当事項はありません。詳細は、同社の有価証券報告書(2025年6月25日提出)をご参照ください。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるASNOVAの設備投資等の概要につきましては、同社の有価証券報告書(2025年6月25日提出)をご参照ください。

2 【主要な設備の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるASNOVAの主要な設備の状況につきましては、同社の有価証券報告書(2025年6月25日提出)をご参照ください。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるASNOVAの設備の状況については、同社の有価証券報告書(2025年6月25日提出)をご参照ください。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

2026年10月1日時点の当社の株式等の状況は以下のとおりとなる予定であります。

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	49,276,800
計	49,276,800

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	12,437,852	東京証券取引所グロース市場ならびに名古屋証券取引所ネクスト市場	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。
計	12,437,852		

(注) 1. ASNOVAの発行済株式総数12,438,400株(2026年3月31日時点)に基づいて記載しております。なお、本株式移転により、持株会社がASNOVAの発行済株式の全部を取得する時点の直前時までに、ASNOVAが保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却する予定であるため、ASNOVAの2026年3月31日時点における自己株式数(548株)は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。また、ASNOVAの株主の皆さまから株式買取請求権の行使がなされた場合等、自己株式数が変動した場合は、持株会社が交付する新株式数が変動することがあります。

2. ASNOVAは、当社の普通株式について、東京証券取引所グロース市場ならびに名古屋証券取引所ネクスト市場に新規上場申請を行う予定であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

2026年10月1日時点の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定であります。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2026年10月1日	12,437,852	12,437,852	247	247	未定	未定

(注) 上記新株式数は、2026年3月31日時点における、ASNOVAの発行済株式総数(12,438,400株)に基づいて記載しており、本株式移転による持株会社の設立までの間にASNOVAの発行済株式総数が変動した場合には、実際に持株会社が交付する新株式数は変動いたします。なお、本株式移転計画において、持株会社成立日の前日までに開催されるASNOVAの取締役会の決議により、ASNOVAが保有する自己株式(本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める株式買取請求権の行使に係る株式の買取りにより取得する自己株式を含む。)のうち、実務上消却可能な範囲の株式を本株式移転により持株会社がASNOVAの発行済株式の全部を取得する時点の直前時までに消却することができる旨の規定を設けております。

(4) 【所有者別状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において所有者はおりません。

なお、当社の完全子会社となるASNOVAの2026年3月31日現在の所有者別状況は以下のとおりであります。

2026年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	1	14	19	7	9	2,313	2,363	-
所有株式数 (単元)	-	8	3,439	51,823	319	65	68,714	124,368	1,600
所有株式数 の割合(%)	-	0.006	2.765	41.669	0.256	0.052	55.250	100	-

(注) 1. 自己株式548株は、「個人その他」に5単元及び「単元未満株式の状況」に48株を含めて記載しております。

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において所有者はありません。

なお、当社の完全子会社となるASNOVAの2026年3月31日現在の議決権の状況は以下のとおりであります。

2026年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 500		
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,436,300	124,363	完全議決権株式であり、権利内容になんら制限のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式は100株であります。
単元未満株式	普通株式 1,600		
発行済株式総数	12,438,400		
総株主の議決権		124,363	

(注) 単元未満株式の中には、自己株式48株を含んでおります。

【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である2026年10月1日時点において、当社の自己株式を保有しておりません。

なお、当社の完全子会社となるASNOVAの2026年3月31日現在の自己株式については、以下のとおりであります。

2026年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ASNOVA	愛知県名古屋市中村区平 池町4丁目60-12	500	-	500	0.0
計		500	-	500	0.0

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は新設会社であるため、配当政策につきましては未定ではありますが、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針とする予定であります。なお、剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当社の剰余金の配当の基準日は、期末配当については毎年3月31日、中間配当については毎年9月30日とする旨を定款で定める予定であります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

当社は、いわゆるテクニカル上場により2026年10月1日より東京証券取引所グロース市場ならびに名古屋証券取引所ネクスト市場に上場する予定であり、これに伴い、同日までに本株式移転により当社の完全子会社となるASNOVAと同水準若しくはそれ以上のコーポレート・ガバナンスを構築していく予定であります。

なお、当社の完全子会社となるASNOVAのコーポレート・ガバナンスの状況については、以下のとおりです。

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

ASNOVAは、『「カセツ」の力で、社会に明日の場を創りだす』というパーパス(存在意義)及び『社員のため、社員の家族のため、顧客のため、株主のために、安心と幸せを提供し、社会性を第一優先とした、独自性、経済性を追求する企業を目指します。』を経営理念に掲げ、株主をはじめ、お客様、お取引先、地域社会、従業員等のステークホルダーと良好な関係を構築しつつ、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うことにより、当社の持続的成長および中長期的な企業価値の向上を目指し、コーポレート・ガバナンス体制の確立、強化に取り組んでまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

ASNOVAは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の為にはコーポレート・ガバナンスの強化が重要であると考えており、業務執行に対し、取締役会による監督と監査役による監査の二重のチェック機能を持つ監査役会設置会社の体制を選択しております。

取締役会は、議長の代表取締役社長 上田桂司と取締役2名(森下哲、加藤大介)、社外取締役1名(梅下翔太郎)の計4名で構成されており、迅速な意思決定や機動的な業務執行を図るとともに、取締役会の監督機能の一層の強化を図る為、取締役4名のうち1名を社外取締役としております。取締役会は月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより、迅速な意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項、経営方針、事業戦略、事業年度計画のほか、経営に関する重要事項の決定と各取締役の業務執行の状況を監督しております。また、社外取締役は、社外の第三者の視点で取締役会への助言及び監視を行っております。更に、取締役会には、全ての監査役が出席し、取締役の業務執行状況を監視出来る体制となっております。

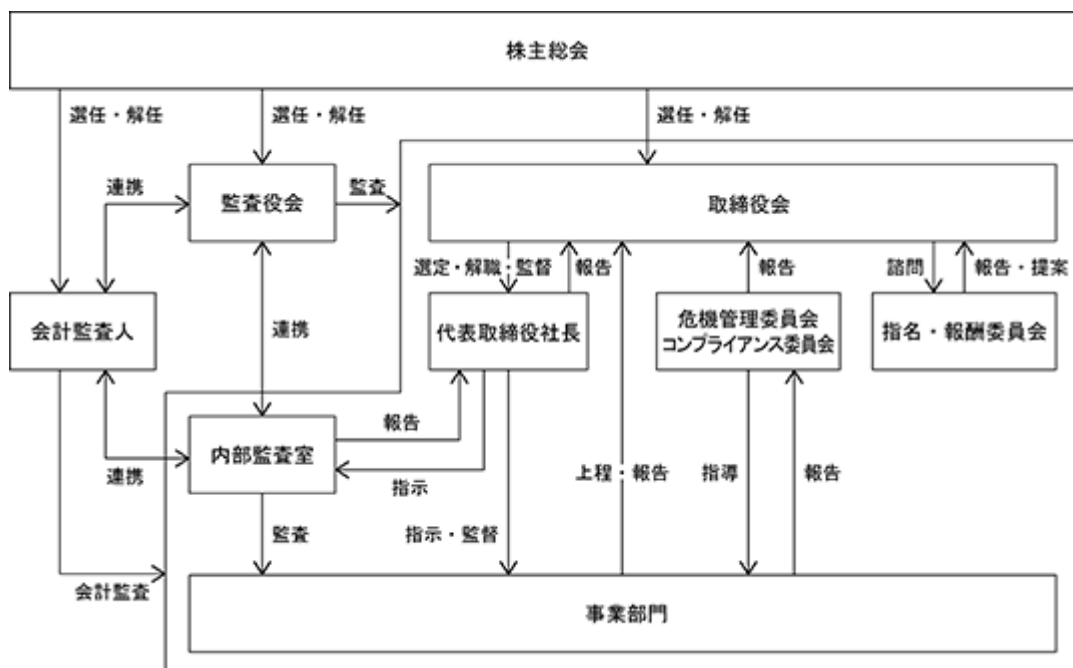
監査役会は、議長の常勤監査役 岩本圭弘と非常勤監査役2名(社外監査役 村木慎吾、社外監査役 村治規行)の3名で構成され、独立した外部の視点からチェック体制の強化を図る為、監査役3名のうち2名が社外監査役となっております。

危機管理委員会は、代表取締役社長が指名した取締役を対策本部長とし、ASNOVA及び従業員とその家族が重大な危機に直面した等の危機発生時に開催します。危機管理委員会を規定した「危機管理規程」では、危機に対応する事前の準備、対応方法、事例研究、教育訓練等の定期的な運用は、原則として半期に1回開催される防災委員会、交通安全委員会、安全衛生委員会及びコンプライアンス委員会で管理することとしております。

コンプライアンス委員会は、代表取締役社長を実施統括責任者とし、代表取締役社長が指名した関係取締役、本部長及び指名された役職者で構成され、半期に1回ごとに開催しております。コンプライアンス委員会では、コンプライアンスに係る事項の検討、審議を行い、ASNOVAにおけるコンプライアンス体制の構築を図っております。

子会社業務の適正を確保するための体制整備として、子会社責任者へASNOVAの使用人を派遣し、業務が適正に行われているか主幹部門である管理本部への定期的な報告を求めるとともに、法令及び定款に適合するための体制として、ASNOVAの「関係会社管理規程」にて子会社も内部監査の対象範囲としております。

(コーポレート・ガバナンス体制の概要)



企業統治に関するその他事項

イ．内部統制システムの整備の状況

ASNOVAは、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制その他株式会社の業務並びにASNOVAの業務の適正を確保する為に必要な体制について、2019年7月17日開催の取締役会決議において、内部統制システムの基本方針を決定し、2024年4月12日開催の取締役会にて一部改訂いたしました。今後も環境の変化に応じて適宜見直しを行い、より一層の改善・充実を図ってまいります。

a．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、法令及び定款に基づき企業倫理に則り職務を執行するための倫理規範及び行動基準を明確に定め、これを遵守するとともに、コンプライアンス委員会の運営や内部通報制度の運用等を通して、コンプライアンス体制の整備を図るものといたします。

b．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る文書等の主要な情報を法令や社内規程に従い適切に保存及び管理するものといたします。

c．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役は、業務の執行に係る個々の損失の危険に応じて社内規程を制定するとともに、従業員教育の実施や内部通報制度の運用を通してリスク管理体制を整備し、損失の危険を回避・予防するものといたします。

d．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催いたします。なお、「取締役会規則」、「職務権限規程」、「業務分掌規程」、「稟議規程」を定めることにより、取締役の職務、権限、責任の明確化を図り、取締役の効率的な職務執行が行われる体制を整備するものといたします。

e．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、従業員が法令及び定款を遵守し企業倫理に則り職務を執行するための倫理規範及び行動基準を明確に定めるとともに、コンプライアンス委員会による従業員教育の実施や内部通報制度の運用を通して、コンプライアンス体制の整備を図るものといたします。

f．株式会社における業務の適正を確保するための体制

取締役は、全社を対象に内部統制システムの基本方針の周知・遵守を推進するとともに、コンプライアンス委員会の活動を通して、全社が法令等を遵守し適正に業務を執行する体制を整備するものといたします。

g．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

取締役は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、これに応じ、取締役から独立した専属の従業員を置くものといたします。

h．前号の使用人の取締役からの独立性並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号に定める従業員は、業務執行に係る役職を兼務しないとともに、その任命及び解任については、あらかじめ監査役会の同意を必要とするものといたします。また、任命された従業員に対する指示命令は、監査業務の範囲内において監査役に帰属するものといたします。

i．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び従業員は、監査役会が定めた監査方針に従い、取締役会等の経営上重要な会議に出席する監査役に対し重要な決裁書類を閲覧に供するとともに、業務及び財産の状況を報告するほか、監査役の要請に応じて調査内容に関する報告を行うものといたします。また、報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けることを禁止するものといたします。

j．監査役の職務執行について生ずる費用等に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理については、当該請求が適正でない場合を除き、円滑に行える体制といたします。

k．その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、常勤監査役1名と、ASNOVAと利害関係のない社外監査役2名の合計3名で構成され、取締役の職務執行を監査するものといたします。また、会計監査につきましても、会計監査人との緊密な連携により効率的な監査を実施するものといたします。

ロ．リスク管理体制の整備状況

・コンプライアンス体制及び取組みの状況

ASNOVAは、企業価値の持続的向上の為には、全社的なコンプライアンス体制の強化・推進が必要不可欠であると認識し、「コンプライアンス規程」を制定し、代表取締役社長をコンプライアンス推進の実施統括責任者とし、研修等必要な諸活動を推進・管理し、その周知徹底と遵守を図っております。

・リスク管理体制及び取組みの状況

ASNOVAは、ASNOVA及び従業員とその家族が重大な危機に直面したときの対応について定めた「危機管理規程」を制定し、危機発生時の危機管理委員会による危機への対応等、全社的な危機管理体制の強化を図っております。危機に対応する事前の準備、対応方法、事例研究、教育訓練等の定期的な運用は、原則として半期に1回開催される防災委員会、交通安全委員会、安全衛生委員会及びコンプライアンス委員会で管理しており、各種委員会を通じ、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理に関し協議を行い、具体的な対応を検討しております。更に、地震、火災等の災害に対処する為、「防災管理規程」の制定及び緊急連絡網の整備を行い、不測の事態に備えております。

また、必要に応じて弁護士、公認会計士、弁理士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

なお、ASNOVAの内部監査部署である内部監査室が、リスク管理体制全般の適切性、有効性を検証しております。

・情報セキュリティ体制及び取組みの状況

ASNOVAは、業務上取り扱う顧客等の情報及びASNOVAの企業情報を各種漏洩リスクから守る為、「情報管理規程」を定め、情報管理責任者及び情報セキュリティ管理者を中心に情報のセキュリティレベルを設け、それぞれのレベルに応じたアクセス権限を設けて管理しております。また、個人情報保護法に対応する為、ASNOVAで保存する個人情報について「個人情報管理規程」を定め、個人情報の適正な保護を図っております。

・内部通報制度

ASNOVAは、「内部通報規程」を制定し、法令違反その他のコンプライアンスに関する社内相談・報告体制を整備しております。更に、社員が社内での相談・解決が難しいと判断した場合の為に、内部通報の外部窓口を設置しており、内部通報をしやすい環境を整備しております。

八．責任限定契約の内容の概要

ASNOVAは、会社法第427条第1項に基づき、業務執行取締役等ではない取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

二．取締役に関する事項

・取締役の員数

ASNOVAの取締役は、7名以内とする旨を定款で定めております。

・取締役の選任の決議要件

ASNOVAは、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款で定めております。

ホ．株主総会の特別決議要件

ASNOVAは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項の定めによる株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款で定めております。

ヘ．自己株式取得の決定機関

ASNOVAは、資本効率向上と経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行のため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

ト．中間配当

ASNOVAは、株主への機動的な利益還元を行うことを可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当ができる旨を定款で定めております。

チ．役員等賠償責任保険

ASNOVAは、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D & O保険)契約を締結しております。被保険者は、ASNOVAの取締役及び監査役です。当該保険契約では、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補する契約です。但し、法令違反等の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

リ．指名・報酬委員会

ASNOVAは、取締役の選解任並びに役員報酬の審議を行う会社法によらない任意の指名・報酬委員会を、2023年1月19日開催の取締役会決議により設置しております。任意の指名・報酬委員会は代表取締役社長が委員長を務め、社外取締役1名及び社外監査役2名の計4名で構成されています。ASNOVAの取締役候補者の指名は、代表取締役社長の推薦を受け、任意の指名・報酬委員会で審議され提案された内容に基づき、取締役会で決定されます。また、ASNOVAの取締役の個人別の役員報酬については、「取締役の報酬等の内容に係る決定方針」を基本とし、任意の指名・報酬委員会が提案し、取締役会にて決議いたします。これにより取締役指名及び個人別の役員報酬の決定に関する手続の透明性と客観性を高め、コーポレート・ガバナンス機能の更なる充実とグループ全体の健全な発展に寄与するものと考えています。

2026年3月期（以下「当事業年度」といいます。）における活動状況は以下の通りです。

役職名	氏名	出席率(出席回数 / 開催回数)
代表取締役社長	上田桂司	100%(2回 / 2回)
社外取締役	梅下翔太郎	100%(2回 / 2回)
社外監査役	村木慎吾	100%(2回 / 2回)
社外監査役	村治規行	100%(2回 / 2回)

当事業年度は任意の指名・報酬委員会を4回開催しました。

当事業年度における任意の指名・報酬委員会の主な検討事項としては、以下の通りです。

- ・他役員候補者の選任
- ・取締役の報酬
- ・委員長の選定

取締役会の活動状況

取締役会は、月次で開催される他、必要に応じて随時開催しております。

当事業年度における活動状況は次の通りです。

役職名	氏名	出席率(出席回数 / 開催回数)
代表取締役社長	上田桂司	100%(17回 / 17回)
取締役	加藤大介	100%(17回 / 17回)
取締役	森下哲	100%(17回 / 17回)
社外取締役	梅下翔太郎	100%(17回 / 17回)
常勤監査役	岩本圭弘	100%(17回 / 17回)
社外監査役	村木慎吾	100%(17回 / 17回)
社外監査役	村治規行	100%(17回 / 17回)

当事業年度は定時取締役会を12回、取締役会決議があったものとみなす書面決議を含む臨時取締役会を5回開催しました。

当事業年度における取締役会の主な検討事項としては、以下のとおりです。

- ・決議事項 60件：株主総会に関する件、株式に関する件、配当に関する件、取締役の報酬に関する件、役員等賠償責任保険に関する件、監査法人に関する件、予算・決算・事業計画に関する件、資金に関する件、規程の制定及び改訂に関する事項、子会社に関する件、人事・組織に関する件
- ・報告事項 45件：月次決算の報告、取締役による職務執行に関する報告、監査報告

(2) 【役員の状況】

役員の一覧

2026年10月1日付で就任予定の当社の取締役の状況は、以下のとおりです。

男性 6名 女性 0名(役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	上田桂司	1975年7月3日生	1999年4月 株式会社三栄コーポレーション入社 1999年9月 上田建機株式会社入社 2007年4月 同社専務取締役 2013年12月 株式会社ASNOVA設立 代表取締役社長就任(現任)	(注)3	3,975,800
取締役	角田雅明	1981年10月15日生	2005年4月 株式会社森精機製作所(現DMG森精機株式会社)入社 2022年7月 株式会社サキコーポレーション転籍 2025年5月 株式会社ASNOVA管理本部付部長 2025年10月 株式会社ASNOVA管理本部長(現任)	(注)3	7,000
取締役	梅下翔太郎	1985年8月6日生	2008年12月 新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 2012年10月 公認会計士登録 2017年1月 セレンディップ・コンサルティング株式会社(現セレンディップ・ホールディングス株式会社)入社 2017年3月 株式会社協立製作所 取締役就任 2018年8月 三井屋工業株式会社 取締役専務執行役員就任 2019年6月 株式会社ASNOVA社外取締役就任(現任) 2020年12月 株式会社アベックス 取締役就任 2023年3月 セレンディップ・フィナンシャルサービス株式会社 取締役(現任) 2023年4月 セレンディップ・ホールディングス株式会社 インベストメント担当 執行役員(現任) 2023年6月 白金鍍金工業株式会社 取締役就任 2024年12月 三河鉱産株式会社取締役就任(現任) 2025年5月 株式会社T.K.R代表取締役就任(現任)	(注)3	
常勤監査役	岩本圭弘	1958年8月12日生	1981年4月 三鶴航空サービス株式会社入社 1982年6月 ミサワホーム55株式会社(現ミサワホーム株式会社)入社 1990年1月 株式会社コスモエイティ入社 1994年3月 株式会社ビケ(現株式会社デザイン)入社 2015年11月 株式会社ハマックス入社 2016年7月 株式会社ASNOVA入社 2018年6月 株式会社ASNOVA常勤監査役就任(現任)	(注)4	

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	村木慎吾	1980年11月21日生	2003年3月 税理士法人ゆびすい入所 2005年5月 近畿税理士会登録 2005年10月 税理士法人トーマツ(現デロイトトーマツ税理士法人)入所 2009年7月 村木税理士事務所開設代表就任(現任) 2010年6月 株式会社バイオアッセイ 社外監査役就任 2010年12月 SANWA・TRANS・NET株式会社 社外監査役就任(現任) 2012年4月 一般社団法人taxable設立代表理事就任(現任) 2012年6月 株式会社パイオン 社外監査役就任 2013年6月 株式会社アテクト 社外監査役就任 2016年4月 株式会社ひらく 取締役就任 2017年2月 株式会社ゴトウ洋服店 監査役就任(現任) 2018年6月 株式会社ASNOVA監査役就任(現任) 2018年7月 株式会社GOTOH 監査役就任(現任) 2018年12月 株式会社シューズセレクション 取締役就任 2020年3月 株式会社マーグラ 取締役就任(現任) 2020年4月 有限会社Weeds Racing 取締役就任(現任) 2020年11月 小池産業株式会社 監査役就任(現任) 2022年2月 株式会社Sky Recruiting Solutions 代表取締役就任 2022年9月 小池イマテクス株式会社 監査役就任(現任) 2026年4月 株式会社マーグラホールディングス 代表取締役就任(現任)	(注)4	
監査役	村治規行	1975年4月25日生	2003年10月 大阪弁護士会登録 2006年9月 中華人民共和国留学の為、大阪弁護士会登録抹消 2008年8月 大阪弁護士会再登録M&I法律事務所参画 共同代表就任 2012年3月 財団法人吹田市国際交流協会(現公益財団法人吹田市国際交流協会)理事 2012年4月 龍谷大学法科大学院 非常勤講師 2014年6月 大阪府河内長野市 代表監査委員(現任) 2019年6月 株式会社ASNOVA監査役就任(現任) 2023年7月 大阪府後期高齢者医療広域連合 監査委員(現任) 2025年1月 奏和法律事務所参画 パートナー 弁護士就任 2026年5月 弁護士法人SACI 大阪支部 大阪セントラルシティ法律事務所 マネージングパートナー 弁護士就任(現任)	(注)4	
計					3,982,800

- (注) 1. 取締役梅下翔太郎は、社外取締役であります。
 2. 監査役村木慎吾および村治規行は、社外監査役であります。
 3. 選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであります。
 4. 選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでであります。
 5. 役職名は、本届出書提出日現在において予定している役職名を記載しております。

社外役員の状況

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名の予定であります。

社外取締役梅下翔太郎氏とは、過去にセレンディップ・コンサルティング株式会社(現セレンディップ・ホールディングス株式会社)とコンサルティング契約を行う中、コンサルタントとして当社グループに關与していただいております。同氏は、経営に関する広い見識をもとに有用な情報提供をいただいていたことに加え、他社においても取締役を務めていることも鑑み、経営の監督役として適任と判断し、社外取締役の就任を打診したところ、快諾を得たため社外取締役に就任いたしました。当社グループとの人的関係、資本的关系、および取引関係その他の利害関係について影響を受ける事項はないと判断しており、当社グループの企業統治において期待される機能および役割を十分に果たしていると判断しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たし、一般株主との間で利益相反の生じるおそれがないと判断したことから、独立役員に指定しております。

社外監査役村木慎吾氏とは、過去に顧問税理士として当社グループと取引関係にありました。同氏は村木税理士事務所の代表者であり、会計・税務に関して幅広い見識を有しており、当該分野において経営の監督役として期待できることから、社外監査役の就任を打診したところ、快諾を得たため社外監査役に就任いたしました。当社グループとの人的関係、資本的关系、および取引関係その他の利害関係について影響を受ける事項はないと判断しており、当社グループの企業統治において期待される機能および役割を十分に果たしていると判断しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たし、一般株主との間で利益相反の生じるおそれがないと判断したことから、独立役員に指定しております。

社外監査役村治規行氏は、非常勤監査役村木慎吾氏からの紹介を受けた者であります。同氏はM&I法律事務所の共同代表者(当時)であり、会社法や外国人労働の法律に対し見識が深く、法律的な見地からコンプライアンス面の監督役として期待できることから、社外監査役の就任を打診したところ、快諾を得たため社外監査役に就任いたしました。当社グループとの人的関係、資本的关系、および取引関係その他の利害関係について影響を受ける事項はないと判断しており、当社グループの企業統治において期待される機能および役割を十分に果たしていると判断しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たし、一般株主との間で利益相反の生じるおそれがないと判断したことから、独立役員に指定しております。

当社は、社外取締役または社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針を明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社グループとの関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員として職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は取締役会に出席し、会計監査や内部統制に関する事項について適宜報告を受け、会計監査人との定期的な打合せや随時の情報交換を行い、また、必要に応じその他内部統制を担当する部門等から報告を受け、相互に連携しながら監査・監督を行う予定であります。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるASNOVAの監査役監査の状況は、以下のとおりであります。

ASNOVAの監査役監査につきましては、3名の監査役が取締役会に出席し、取締役の業務執行を監視できる体制をとっております。財務及び会計に関して知見を有する監査役としては、税理士資格を有する社外監査役の村木慎吾が当社及び当社子会社の会計・税務に係る管理体制及び業務執行の適正性について適宜、必要な発言を行っております。

なお、監査の実施方法については、以下の通りであります。

a. 立案

監査役会は前事業年度の監査実績、繰越し案件等を勘案して翌事業年度の監査基本計画を策定し、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役、内部監査部門、その他の使用人、会計監査人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査します。また、子会社については、子会社の責任者と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会

社に赴き業務及び財産の状況を調査するとともに子会社から事業の報告を受けました。2026年3月期は昨年9月にシンガポールのQool Enviro Pte. Ltd.に会計監査、内部監査室とともに監査実施しております。

監査役会については定時株主総会の終了後に第1回監査役会を招集し、当該年度監査計画案について審議の上、年度監査計画、各監査役の職務の分担が決定します。監査役会は原則月一回、取締役会開催日の取締役会開催前に実施されます。月例の議案は 前月度定例取締役会監査結果 前月月次稟議監査結果 当月定例取締役会議案に関する事前検討 現在までの常勤監査役の監査実施状況等報告の情報共有が行われます。

b. 実施

監査役会の承認のもとに確定した監査計画に沿って常勤監査役が監査実施日の7日前までには被監査部署等に文書又は口頭で予告し、必要書類等の準備を依頼した後に各拠点への往査を実施します。但し、その目的によっては予告せずに監査に着手する場合があります。

監査の過程における聴取、調査、見聞等から計画外に早急に対処すべき問題点等が発見された場合は、その重要性、緊急性を判断して必要と認められれば臨時監査役会を招集し、取締役会への報告を検討します。

c. 報告等

監査役はそれぞれの職務分担に応じて実施した監査について、定例監査役会においてその内容、結果を報告し、他の監査役の意見を求め協議します。協同して実施した監査については意見を交換し共通の認識・判断の醸成を図ります。

また、取締役に対し早急に勧告或いは意見具申が必要と認められる事実については遅滞なく勧告等を行い是正、改善を求めております。

ASNOVAは、当事業年度において監査役会を15回開催しており、個々の監査役の出席状況については、次の通りであります。

氏名	属性	開催回数	出席回数
岩本 圭弘	監査役 常勤	15回	15回
村木 慎吾	社外監査役 非常勤	15回	15回
村治 規行	社外監査役 非常勤	15回	15回

監査役会においては、監査方針、監査計画、監査報告及び業務分担、会計監査人の選解任、監査の方法及び結果の相当性、並びに当社及び子会社の内部監査結果等を確認・検討しております。具体的には、適切な稟議運用状況の確認、常勤監査役の監査実施状況の報告、三様監査連絡会に向けての議案の検討が挙げられます。

また、常勤監査役の活動としましては、監査役会が定めた監査方針、業務分担等に従い、取締役会、コンプライアンス委員会等の各種委員会等の重要会議へ出席するとともに、重要な決裁書類等の閲覧、当拠点への往査、期末棚卸実査立会を通じて業務及び財産の状況を調査・確認いたしました。加えて内部監査室や財務報告を担う経理部門の担当者と個別面談等により、監査の環境の整備に努めるとともに、連携を密にしてその実効性の向上を図りました。

内部監査の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるASNOVAの内部監査の状況は、以下のとおりであります。

ASNOVAでは内部監査室を設置し、内部監査担当者1名に内部監査を専任させ独立性を高めております。

内部監査は、当社の制度、組織、業務活動等の適正性、有効性及び効率性、コンプライアンスへの適合性等を検証し、改善のための提言又は是正のための勧告を行い、資産の保全、経営効率及び財務報告の信頼性の向上、企業価値の増大、健全かつ継続的な発展等の実現に貢献することを目的とし、当社のすべての部署を監査対象に全部署を年1回往査するようにスケジュール化した上で、内部管理体制確立の観点より、社内規程、マニュアル等の遵守状況、業務の有効性、効率性の検証、コンプライアンス(法令遵守)の徹底状況を重点監査項目として設定し、監査を実施しております。

内部監査の手続

a. 監査計画書の作成

内部監査担当は、毎事業年度末までに翌事業年度の年度監査計画書(監査方針、監査対象部門、監査予定日、監査担当者及びその他必要事項)を作成し、代表取締役社長の承認を得ます。

b. 被監査部門への通知

内部監査担当は、被監査部門の責任者に対し、原則として監査予定日の3日前までに、書面或いは口頭にて通知します。

c. 監査の方法

監査は、質問、書面監査もしくは実地監査によって行います。

d. 監査の講評

内部監査担当は、監査終了後、その結果について被監査部門と意見交換を行います。

e. 監査報告書の作成

内部監査担当は、速やかに監査報告書を作成し、内部監査室長を経由して代表取締役社長に提出します。

f. 監査結果の通知

代表取締役社長は、内部監査報告書を踏まえて、内部監査室長を経由し被監査部門長に改善指示を出します。

g. 改善状況の報告

被監査部門長は、改善指示事項に対し、その改善実施状況を所定の回答書に記載のうえ、内部監査室長を経由して代表取締役社長に提出します。

h. 改善状況のチェック

内部監査担当は、回答書に記載されている改善実施状況についてチェックします。

なお、内部監査の実効性を確保するための取組として、独立した機関として設立した内部監査室の責任者である内部監査室長が、取締役会へ報告者として出席し取締役に対し直接報告を行える機会を月に一度設けております。また、監査役及び監査法人と四半期毎に行う三様監査において、監査役に対し直接報告を行える機会を設けております。

会計監査の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、有限責任監査法人トーマツを当社の会計監査人として選定する予定であります。

監査報酬の内容等

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針について、今後策定する予定であります。

取締役の報酬等及び監査役の報酬等は、株主総会の決議で定めるものとする予定であります。

ただし、当社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役及び監査役の報酬等の内容は、2026年6月25日開催予定のASNOVAの定時株主総会にて承認される前提で、次のとおりとする予定であります。

イ 取締役の報酬等

取締役の報酬等の総額は、年額200百万円以内といたします。

ロ 監査役の報酬等

監査役の報酬等の総額は、年額50百万円以内といたします。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

役員ごとの連結報酬等の額

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の氏名又は名称、その権限の内容及び裁量の範囲

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるASNOVAにつきましても、該当事項はありません。詳細は、同社の有価証券報告書(2025年6月25日提出)をご参照ください。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるASNOVAは、政策保有株式について、個別銘柄毎に保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等、経済合理性並びに将来の見通し等を総合的に検証し、年1回取締役会にて確認しております。その結果、保有意義が認められない株式については、売却、縮減する方針としております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるASNOVAにつきましても、該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるASNOVAにつきましても、該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるASNOVAにつきましても、該当事項はありません。

当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるASNOVAにつきましても、該当事項はありません。

当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるASNOVAにつきましても、該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるASNOVAの経理の状況につきましては、同社の有価証券報告書(2025年6月25日提出)及び半期報告書(2025年11月14日提出)をご参照ください。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおり予定しております。

事業年度	4月1日から3月31日まで(ただし、当社の最初の事業年度は、当社の設立の日から2027年3月31日までとする予定であります。)
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とします。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とします。 公告掲載URL：未定
株主に対する特典	ASNOVAプレミアム優待倶楽部の導入を予定しております。 毎年3月末日と9月末日の株主名簿に記載または記録された株主を対象に、ASNOVAプレミアム優待倶楽部ポイントを進呈いたします。保有するポイント数に応じて、特設WEBサイトにて食品、電化製品、旅行・体験など約5,000種類以上の商品からお好みの商品をお選びいただけます。

(注) 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定める予定であります。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【特別情報】

第1 【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

1 【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2 【損益計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3 【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4 【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第五部 【組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報】

第1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項】

(1) 【組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第12期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月25日東海財務局長に提出

【半期報告書】

事業年度 第13期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) 2025年11月14日東海財務局長に提出

【臨時報告書】

の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2026年6月8日)までに、以下の臨時報告書を提出しておりません。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

2025年6月27日東海財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書

2026年4月14日東海財務局長に提出

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社ASNOVA 本店

(名古屋市中村区平池町四丁目60番地の12 グローバルゲート26階)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第六部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2 【取得者の概況】

該当事項はありません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において株主はおりません。

なお、当社の完全子会社となるASNOVAの2026年3月31日現在の株主の状況は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
一般社団法人ニチレン	愛知県名古屋市瑞穂区陽明町2丁目20-10	5,132,400	41.26
上田 桂司	愛知県名古屋市瑞穂区	3,975,800	31.97
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	214,300	1.72
中村 真一郎	東京都豊島区	120,000	0.96
ASNOVA従業員持株会	愛知県名古屋市中村区平池町4丁目60-12	99,400	0.80
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	82,800	0.67
張 賀楠	神奈川県横浜市中区	76,300	0.61
グローバル・タイガー・ファンド 4号投資事業有限責任組合	東京都渋谷区西原2丁目26-3	65,700	0.53
伊東 達也	愛知県名古屋市南区	63,500	0.51
井藤 智哉	岐阜県関市	47,000	0.38
計		9,877,200	79.41

< 当期連結財務諸表に対する監査報告書 >

当社は会社法の株式移転の手續きに基づき、2026年10月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。

< 当期財務諸表に対する監査報告書 >

当社は会社法の株式移転の手續きに基づき、2026年10月1日に設立予定であるため、本届出書提出日現在において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領していません。